

東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるフィルム・アーカイブ 活動と映画著作権

とちぎあきら

(東京国立近代美術館フィルムセンター主任研究員／映画室長)

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

1

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

フィルム・アーカイブの活動を、各事業とその対象となる所蔵品の取り扱いから見ると、以下のようなチャートになる



運営(事務系の仕事)



収集～安全保護・長期保管～登録・目録化～上映・展示～アクセス対応
↓ 保存・復元 ↗



調査・研究(学芸系の仕事)



2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

2

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

①収集

動画像・音声記録媒体（「フィルム」と総称）とこれに関連する諸資料を、「網羅的収集」を原則としながら、優先順位を設けて集めること

フィルムセンターでは、法的納付等の制度に拠らず、所有者との個別契約により、直接複製物を購入、あるいは現物を受贈することで、映画フィルムの収集を行っている。収集メディアは現時点では映画フィルムに限定。デジタル復元の成果物、利活用を目的とした複製物等に限り、フィルム以外のメディアも保管している。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

3

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

②安全保護・長期保管

映画フィルムを散逸、劣化、損傷、滅失から護るために適切な環境で保護し、廃棄の危険を回避するとともに、長期に亘り保管することで、そのコンテンツの延命を図ること

所蔵フィルム本数(平成25年度末現在)=72,290本

(日本映画63,478本[88%]:外国映画8,812本[12%])

平成25年度収集フィルム本数=5,003本

(日本映画4,683本、外国映画320本)

独法化(平成13年度)以後の年間平均収集本数=3,472本

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

4

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

③保存・復元

保存=すでに劣化や損傷が見られるフィルム、その危険性があるフィルム、その素材しか存在しない最終原版のフィルムに対して、より長期的に安全で安定した媒体に複製を行うことを通して、コンテンツの長期再現性を保証すること

復元=保存の一側面として、劣化や損傷が見られるフィルムについて、その時点において入手可能な素材、技術、機器を用いて複製を行うことを通して、コンテンツを限りなくオリジナルに近い状態(真正な状態)に再現すること

平成25年保存・復元フィルム数=297本

(フィルム⇒フィルム 261本、フィルム⇒デジタル修復⇒フィルム36本)

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

5

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

④登録・目録化

収集した映画フィルム(および映画関連資料)を検査することを通してデータを採取し、文字化・記号化・数値化し、データベース化(および文書化、出版化)すること

⑤上映・展示

収集した映画フィルム(および映画関連資料)を、現時点で入手可能な素材、技術、機器などを用いて、できる限りその作品が求めていた真正な状態で再現、公開すること

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

6

フィルム・アーカイブとしてのフィルムセンターの活動

⑥アクセス対応

所蔵品に対する外部からの利用に対し、館の規則に準じて、その申請に対処する。

フィルムセンターでは、映画フィルム（およびその複製物）に対するアクセス対応として、以下3つを規則化している。

- i 特別映写観覧＝研究・調査等を目的とした試写
 - ii 複製利用＝映像作品での使用等を目的とした複製
 - iii 貸与＝公共上映等の目的への貸出
- いずれも、提供素材の安全保護、著作権の処理が前提となる。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

7

映画フィルムの収集と映画著作権

フィルムセンターは、国際フィルム・アーカイブ（FIAF）加盟機関として、以下の原則を国際的に共有している。

- ① 映画著作権など知的財産に関する国内外の法律を遵守する。
- ② 公的機関として、所蔵品及びこれに関連する情報を、国民に対し、より多く、より広範にアクセス可能な状態にするための努力を行う。

以上を踏まえ、収集されるフィルム及びその複製物の双方において、上映権と複製権に係る取り扱いが必要となる。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

8

映画フィルムの収集と映画著作権

①購入

原則として、購入先との契約により、館内での上映（一般公開上映、特別映写観覧、職員による検査試写）は、購入時に権利料相当の対価を支払うことにより許可を得る。館外での上映、複製は、購入先による許諾が必要。

②寄贈

原則は、購入による所蔵フィルムと同様。ただし、近年は寄贈者との事前交渉において、フィルム及びデジタルへの複製権、館内・館外でのフィルム上映、館内でのデジタル利用を、当館における最大限の裁量として求めている。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

9

映画フィルムの収集と映画著作権

③不燃化・複製化

すでに所蔵しているフィルムについて、可燃性フィルムの不燃化、不燃性フィルムの複製化による収集をいう。著作権者より収集した元素材からの複製物の取り扱いについては、原則として、①購入、②寄贈と同様。その他の場合、パブリック・ドメインと認められる作品については、当館の自由裁量により、上映及び複製を行う。

④寄託

現時点では、大手劇映画製作会社の原版フィルムに限り、寄託品として保管している。この原版からの複製物の取り扱いについては、①購入と同様。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

10

映画フィルムの収集と映画著作権

⑤デジタル複製物

- ・デジタル復元による成果物
LTO、HDD、HDCAM-SR等
- ・利活用を目的としたフィルムからの複製物(パブリック・ドメインと考えられる作品ないしは著作権者との同意に基づき複製)
マスター=デジタルベータカム、HDCAM-SR
映写等運用素材=DVD、Blu-ray

いずれの場合も、取り扱いは映画フィルムに準じる。

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

11

フィルム・アーカイブ活動における課題と 映画著作権との関わり

①未だ大量に存在し、散逸・劣化の危機にある映画 フィルムの安全保護、保存・復元

- ・個別契約に伴う著作権処理の肥大化、利活用の多様化に伴う契約の複雑化

②デジタル複製物の長期保管

- ・データの損傷・紛失、定期的なフォーマット変換に前提とする
デジタルメディアの著作権処理

③デジタル・アクセスの促進

- ・メタデータ(権利情報及びコンテンツデータ、テクニカルデータ)
の充実
- ・多様のメディアへの複製と利活用を包括した著作権処理

2014年9月8日

文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

12